

令和8年度鹿児島県地域限定保育士試験保育実技講習会運営業務 業務委託に係る仕様書

1 業務の趣旨

「地域限定保育士」の資格試験のうち、保育実技講習会を運営する。

2 保育実技講習会の内容

(1) 対象者

鹿児島県地域限定保育士試験の筆記試験合格者(筆記試験の受験を免除されている者を含む)

(2) 講習科目及び内容

科目	区分	時間数	内容
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	6時間	① こどもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの音や音色, 人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (造形表現)	演習	6時間	① こどもの発達と造形表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの色や形, 感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (言語表現)	演習	6時間	① こどもの発達と絵本, 紙芝居, 劇(人形劇含む), ストーリーテリング等に関する知識と技術 ② こども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	1時間	① 保育実践見学実習の目的と配慮事項
保育実践見学実習	演習	6時間	① 保育現場の理解 ・ 保育所(又は児童福祉施設)の生活と一日の流れ ・ こどもの観察とその記録 ・ こどもへの援助や関わり ・ 保育計画やこどもの発達過程に応じた保育内容 ・ こどもの生活や遊びと保育環境 ・ こどもの健康と安全 ② 専門職としての地域限定保育士の役割と職業倫理 ・ 地域限定保育士の業務内容 ・ 職員間の役割分担や連携 ・ 地域限定保育士の役割と職業倫理 ③ 保育現場における保育の表現技術の実際

			<ul style="list-style-type: none"> ・保育における保育業現技術の実際 ・状況に応じた保育表現
保育実践見学実習 (事後指導)	講義	2時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育実践見学実習の総括と自己評価 ② 課題の明確化

(3) 保育実技講習会コース

様々な受講者がいることを踏まえ、下記のとおり設定する。詳細は別添1「令和8年度保育実技講習会スケジュール(案)」を参照。

コース	開催地	会場	受講見込数
平日コース①	鹿児島市(※)	発注者が確保	50人程度
平日コース②			
休日コース①			
休日コース②			

※ 保育実践見学実習は鹿児島市外の保育所等でも実施する場合がある。

(4) 講師及び教育内容編成主任

ア 講師

講師は以下のいずれかに該当する者とする。

なお、鹿児島県内の大学又は指定保育士養成施設における勤務経験がある者など、鹿児島県の保育環境に精通していることが望ましい。

- ① 学校教育法に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- ② 学校教育法に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する講師若しくは助教として、5年以上の経験を有する者
- ③ 指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5年以上の経験を有する者

イ 教育内容編成主任

保育の表現技術全般の講習内容の編成の総合調整を行うとともに、受講者の評価を行う教育内容編成主任を置くこと。なお、教育内容編成主任は、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、保育実技講習会で実施する科目を担当し、5年以上の経験を有する者が望ましく、講師と兼務することを妨げるものではない。

なお、鹿児島県内の大学又は指定保育士養成施設における勤務経験がある者など、鹿児島県の保育環境に精通していることが望ましい。

(5) 会場

会場は、鹿児島市内の施設を発注者が確保する。

3 業務委託の内容

(1) 保育実技講習会に係る事務

保育実技講習会を実施するに当たり、上記2の内容に加え、別添2「地域限定保育士・保育実技講習会実施要領」(以下、「講習会実施要領」という。), 「地域限定保育士・保育実践見学実習実施要領」(以下、「見学実習実施要領」という。)及び「地域限定保育士・保育実践見学実習受入実施指針」の内容に沿うこととする。

なお、事業開始前までに、保育実技講習会実施計画書（様式1）を発注者に提出すること。

ア 講習内容の企画及び講習テキストの作成

「講習会実施要領」の「4 保育実技講習会の内容」を踏まえて実施されるよう、講習内容を企画すること。

併せて、講習テキストを作成すること。講習テキストは指定保育士養成施設で使用する既存のテキストを利用することも可とする。

なお、企画やテキスト等については教育内容編成主任が確認を行うこと。

イ 講師及び教育内容編成主任の選任

別添1「令和8年度保育実技講習会スケジュール（案）」のとおり保育実技講習会が実施できるよう、2(4)の要件を満たす講師及び教育内容編成主任を確保すること。

なお、選任は契約締結後に行うものとし、教育内容編成主任を選任する際は、事前に発注者にその適格性について報告し、同意を得ること。また、講師の選任については、教育内容編成主任が確認を行うこと。

なお、講師及び教育内容編成主任の報酬は受注者が支払うものとする。

ウ 他県の保育実技講習会の視察

講師及び教育内容編成主任による他県の保育実技講習会の視察を行うこと。

なお、業務都合等により視察が行えない講師等については、受注者において当該講師等が担当する講習科目等の実施状況等を説明するなどの対応を行うこと。

視察に要する経費は受注者が支払うものとする。

エ 実技講習会の案内の作成及び送付

筆記試験（令和8年10月24日、25日）前に、地域限定保育士試験の受験申請者（想定約150人）に対し、実技講習会の事前案内文を送付すること。事前案内文は受注者において作成し、発注者が提供する封筒で送付すること。

オ 受講コースの設定

発注者が提供する「事前確認表」を基に、受講者を別添1「令和8年度保育実技講習会スケジュール（案）」のコース別に振り分けること。なお、記載不備等で希望コースが不明又は判別し難いものがあつた場合は、受注者が受講者に確認を行うこと。

受講コースの設定等を基に、受講者名簿を作成・管理すること。また、講習会の開催までに発注者へ受講者名簿を提出すること。

カ 保育実践見学実習先施設への説明会の実施

保育実践見学実習の受入れを行う実習先施設は発注者で確保するため、受注者は実習先施設に対して、実習当日の受入方法等を説明するための説明会を開催する。

なお、説明会の会場は受注者で確保することとし、鹿児島市内の会場及びオンライン配信でそれぞれ1回以上実施すること。

キ 受講者の実習先の調整等

受講者が実習を行う施設の振り分けは受注者において行うこと。なお、実習先施設1回当たりの受入れは4人以内とすること。また、実習日の7日前には、発注者が提供する受講者の情報を実習先施設に提供すること。

受講者の実習先施設等に対する対人、対物等の保険については、受注者が加入すること。

実習当日は、実習先施設へ受注者の担当者を同行させること。同行を行わない場合は、受講者に対する評価を適切に実施するため、評価マニュアルを作成して実習先施設に配布し、

実習先施設から受注者に対し、受講者の受講状況を報告させること。同行を行わない場合の実習先施設との調整は、受注者において行うこと。

実習先施設への謝金は受注者が支払うものとする。

感染症等の流行、自然災害、実習先施設の事情又は受講者の健康状態等により、保育実践見学実習が実施できない場合には、発注者と協議の上、映像等を活用した演習を実施した上で、受講者にレポートを提出させること。

ク 修了報告等

出欠状況や各科目のレポートについて発注者が定める修了判定基準に基づき評価を行い、名簿を作成し、令和8年12月25日までに発注者へ報告すること。

ケ 保育実技講習会修了証書の作成及び送付

名簿を基に発注者が修了認定を行い、その結果を受注者へ送付するので、受注者は印影部分を空けた保育実技講習会修了証書（様式3）を作成し、発注者へ提出すること。発注者は印影を押印した保育実技講習会修了証書を受注者へ提供するので、受注者において受講者に特定記録郵便で発送すること。なお、作業スケジュールについては、発注者が別途指定する。

コ 保育実技講習会修了者名簿の提出

保育実技講習会修了者名簿（様式2）を発注者に提出すること。なお、提出期日については、発注者が別途指定する。

サ 離島に在住する受講者への対応

実技講習会（保育の表現技術（音楽表現、造形表現、言語表現）、保育実践見学実習のうち事前指導、事後指導）について、離島に在住する受講者の負担を軽減するため、受注者においてオンライン配信の環境を整備すること。また、オンラインによる受講者の受講態度や受講状況の確認を行い、必要に応じて受講者に対し注意を行うこと。

シ その他

保育実技講習会の実施に必要な設備や備品、教材等は受注者が準備すること。

受講者からの問い合わせ用の電話番号を、契約後速やかに発注者に示すこと。

その他、運営に必要な事項は、受注者にて行うこと。

(2) 受講者アンケートに係る事務

発注者が作成する受講者アンケート調査を実施、集計等を行い、発注者へ報告すること。

なお、アンケート調査の回答はwebサイトでのみ受け付けること。

(3) 修了者を対象とした研修に係る事務

講習会の修了者が保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるよう、講習会の修了者を対象に、実技科目をはじめとした研修を実施すること。

(4) 保育実技講習会の充実に向けた事務

次年度以降の保育実技講習会の内容の充実に図るため、講師及び教育内容編成主任、主な保育実践見学実習先施設の管理者並びに発注者等による協議の機会を設けること。また、協議結果を踏まえた改善点等について取りまとめを行い、(5)の事業完了報告書とともに発注者に報告すること。

(5) 事業完了報告書の提出

すべての業務終了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業完了報告書を発注者に提出すること。

4 事業費等

(1) 保育実技講習会受講料

受講者からの実技講習会受講料は徴しない。

(2) 対象経費

地域限定保育士試験保育実技講習会運営業務に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場使用料、賃借料）等及びこれらの経費に係る消費税を対象とする。

ただし、県主催の研修等を対象に会場使用料等の減免が可能な施設を利用する場合は減免申請を行うこととし、会場使用料等の減免額は対象経費に含まないこととする。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として精算払いとするが、発注者が必要と認める場合は前払いも可能とする。

(4) 経理区分

本業務の経理は、他の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等収支を明らかにする書類を整備し、本業務の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管すること。

5 その他留意事項

(1) 業務遂行に当たっては、総括責任者を定めること。

(2) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。

(4) 特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。

(5) 仕様書に記載のない事項については、県と協議して実施すること。